

# 宣 言

我々は、まち、商店街の活力の源である中小小売商業者の繁栄、中心市街地の活性化への方途を探るとともに、地域経済の持続的な発展と人々の暮らしの豊かさを求め、本年もここに参集した。

日本経済は、大胆な金融政策や機動的な財政政策の効果により、企業の業績改善や個人消費の持ち直しが見られ回復基調にあるとされているが、各地の中小小売商業者には景気回復の実感が無いどころか、担うべき地域経済の疲弊が深刻化している。

平成 18 年のまちづくり三法改正から 7 年が経過したが、未だ多くの地域で中心市街地の停滞、都市機能の拡散、商店街等の地域商業低迷等が続き、大規模小売店の郊外出店は止まることがない。残念ながら、まちづくり三法の改正だけでは、全国の中心市街地は賑わいを取り戻すことはできない。すなわち商店街活性化は商店街施策と個店の活性化支援が、縦糸と横糸になって初めてなされるのであり、また大型店に対する地域商業団体との連携、共存共栄策の義務付けの検討が必要だ。

一方、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に消費税の引き上げが予定されているが、2 年間で 5% と引き上げ幅は大きく、取引価額が小額な中小小売商業者の価格転嫁がより一層困難な問題となることが強く懸念される。

政府においては、地域経済の再生、まちづくり・商店街・地域経済の活性化、消費税対応に向けて金融・財政・税制等のあらゆる施策を講じることを強く要望する。

## 1. 中小小売商業者ならびに地域経済が実感できる着実な景気浮揚策の実施を！

大都市圏や大企業中心ではなく、地域の生活者の身近にいる、我々中小小売商業者が実感できる着実な景気浮揚策、例えば商店街の賑わい創出をはじめ、地域振興券の発行、プレミアム商品券に対する支援など地域の経済循環に資する積極的な消費拡大策などの実施を強く要望するとともに、ようす支援拠点の設置や小規模事業者の振興を図るための基本法制定の実現、各種優遇税制の更なる充実や資金確保施策の確実な実現を要望

する。

## 2. まちづくり三法の見直しによる中心市街地活性化の取組み強化を！

現行まちづくり三法の実績を踏まえて、早急に国として都市計画の基本的なグランドデザインを示す基本法を制定し、地方自治体が地域特性に応じて人口等も勘案しつつ、交通インフラの整備やいかに地域の中小小売商業者を活かしながら、量販店の立地を行うかなどのプランづくりを独自に行うためのアウトライン設定を求める。さらに、まちづくりの中核的役割を担う中心市街地活性化協議会や、公的な役割を担うまちづくり会社が十分に機能を発揮できるような施策を講ずることを要望する。

## 3. 消費税引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底を！

政府は、価格転嫁対策特別措置法に基づき、消費者への啓発等の実施などこれまでにない徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を強力に行うよう求める。

また、合わせて実効性のある歳出削減、社会保障制度改革の更なる充実、申告納税手続きの一層の簡便化などにも配慮することを要望する。

以上が、本サミットの要望事項であるが、全国の中小小売商業者は、この厳しい経済の中、自らの店、商店街、まちの将来に大きな不安を抱いている。

元気で、輝きがあり、賑わいのある店・商店街・まちを取り戻すために、我々は自らを信じ、新たな発想のもと、地域と一体になり、目的完遂まで積極的に行動していかなければならない。

我々は、本日ここにコンパクトで賑わいある「まちづくり」を実現のメインテーマに 3 つのスローガンを掲げた。幾多の障壁、困難があろうとも、この要望事項の実現に向け総力を挙げ邁進することを宣言する。

平成 25 年 11 月 27 日

第 14 回全国中小小売商サミット